

議案第31号

東京都板橋区議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を東京都板橋区議会会議規則第12条第1項の規定により提出する。

令和5年5月25日

提出者 板橋区議会議員

佐々木としたか

鈴木こうすけ

おなだか勝

竹内 愛

東京都板橋区議会委員会条例の一部を改正する条例

東京都板橋区議会委員会条例(昭和31年東京都板橋区条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項中「9人」を「8人」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都板橋区議会委員会条例第3条の2第2項の規定は、令和5年5月25日から適用する。

(提案理由)

議会運営委員の定数を変更する必要があるため。